

令和5年度一宮市宅配ボックス設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市宅配ボックス設置補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、宅配物の受け取り時における新型コロナウイルス感染を低減する手段として宅配ボックスを設置する者に対し、その費用の一部を補助することにより感染拡大の防止を図るとともに、宅配物の再配達抑制による環境負荷を低減することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において宅配ボックスとは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 一宮市内の住宅に設置されること。
- (2) 収納した宅配物が外部から見えない構造であり、宅配物を安全に保管できること。
- (3) 盗難防止のため、施工業者によりアンカー等で躯体等に固定されていること。
- (4) 正当な受取人のみが受け取りできる機能を有していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボックスの製品購入費用及び設置施工費用とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年8月1日から令和6年2月29日までに宅配ボックスを設置する者であること。
- (2) 宅配ボックスを設置する住宅に自ら居住している、又は居住する予定であること。また、その住宅が一宮市内に建っていること。
- (3) 区分所有の共同住宅においては、管理する者（建物の区分所有等に関する法律

第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人)であり、集会等で宅配ボックスを設置することについての決議を得ていること。

- (4) 申請者及び同世帯の親族に市税の滞納がないこと。
- (5) 宅配ボックスを設置する住宅が自ら所有するものでない場合は、所有者から設置の同意が得られていること。
- (6) 過去に一宮市宅配ボックス設置補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第6条 補助金は、補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた後の額）に相当する額とし、6万円を上限とする。ただし、区分所有の共同住宅においては1居住世帯あたり6万円を上限とする。

2 補助金は、1世帯につき1回に限り交付するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一宮市宅配ボックス設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年2月16日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用が分かる見積書等の写し
- (2) 設置する宅配ボックスのカタログその他製品の詳細が分かるもの
- (3) 宅配ボックスを設置する場所が分かる図面、写真等
- (4) 設置する住宅が申請者の所有でない場合にあっては、住宅所有者の同意書（様式第6号）
- (5) 区分所有の共同住宅においては、居住している世帯から管理する者が交付申請すること、管理する者の預金口座に補助金を振り込むこと及び市税の納税状況について公簿確認することの同意書（様式第7号）
- (6) 転入予定者は居住する予定の住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(7) 転入予定者が住宅を新築する場合は、工事請負契約書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、補助金交付の可否を決定し、一宮市宅配ボックス設置補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の交付決定前に宅配ボックスを購入、設置してはならない。

(交付申請の変更等)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後に計画変更をしようとするときは、一宮市宅配ボックス設置補助金交付変更申請書（様式第3号）に第7条第1項に掲げる書類のうち変更申請に必要な書類を添えて、令和6年2月16日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査したうえ、変更内容が適当と認めたときは、一宮市宅配ボックス設置補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた補助金の交付を請求しようとするときは、一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月8日までに市長に提出しなければならない。

(1) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用の領収書または支払があったことを確認できるものの写し

(2) 宅配ボックスを設置したこと及び施工業者によりアンカー等で躯体等に固定されている状況が確認できる写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告及び確定通知の特例)

第11条 実績報告は、前条に規定する一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書の提出をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 補助金確定通知は、第8条の規定による一宮市宅配ボックス設置補助金交付決定通知書に記載された交付決定額と、一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書に記載された請求金額に相違がある場合にのみ通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

一宮市宅配ボックス設置補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）一宮市長

住 所

ふりがな
氏 名

電話番号

メールアドレス

下記のとおり一宮市宅配ボックス設置補助金の交付を申請します。

なお、申請内容審査のため、家族構成及び市税の納税状況について、市の保有する公簿により確認することに同意します。

記

申請額	金 _____ , 000円 ※下記「補助対象経費」の2分の1(千円未満切捨て) ※上限額 60,000円(区分所有の共同住宅は1居住世帯あたり)
補助対象経費 (本体、設置費)	金 _____ 円 (税込み)
設置場所	一宮市 _____
住宅の所有者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外：氏名 _____ (申請者との関係： _____) ※住宅の所有者が申請者本人でない場合は、所有者の同意書（様式第6号）、区分所有の共同住宅においては、居住している世帯から管理する者が交付申請すること、管理する者の預金口座に補助金を振り込むこと及び市税の納税状況について公簿確認することの同意書（様式第7号）を合わせて提出してください。
設置製品名	メーカー名： 商品名（型番）：
施工業者名 所在地・連絡先	
設置完了予定日	年 月 日

【添付書類】

- 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用が分かる見積書等の写し
- 設置する宅配ボックスのカタログその他製品の詳細が分かるもの
- 宅配ボックスを設置する場所が分かる図面、写真等
- 転入予定者は居住する予定の住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し、転入予定者が住宅を新築する場合は、工事請負契約書の写し

様式第2号（第8条関係）

一宮市宅配ボックス設置補助金交付決定（申請却下）通知書

年 月 日

住 所

氏 名

一宮市長

年 月 日付けで申請のありました一宮市宅配ボックス設置補助金に対し、下記のとおり補助金を交付します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

注1 計画変更をする場合は、一宮市宅配ボックス設置補助金交付変更申請書（様式第3号）に第7条第1項に掲げる書類のうち変更申請に必要な書類を添えて、令和6年2月16日までに市長に提出しなければならない。

注2 補助金の交付を請求しようとするときは、一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月8日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用の領収書または支払があったことを確認できるものの写し
- (2) 宅配ボックスを設置したこと及び施工業者によりアンカー等で躯体等に固定されている状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

注3 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがある。

様式第3号（第9条関係）

一宮市宅配ボックス設置補助金交付変更申請書

年 月 日

（あて先）一宮市長

住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり一宮市宅配ボックス設置補助金の交付を変更（廃止・取下げ）申請します。

記

変更後の申請額	金 _____, 000円 ※下記「補助対象経費」の2分の1(千円未満切捨て) ※上限額 60,000円(区分所有の共同住宅は1居住世帯あたり)
変更後の補助対象経費 (本体、設置費)	金 _____円(税込み)
変更後の設置場所	一宮市 _____
変更後の住宅の所有者氏名	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外：氏名 _____ (申請者との関係： _____) ※住宅の所有者が申請者本人でない場合は、所有者の同意書(様式第6号)、区分所有の共同住宅においては、居住している世帯から管理する者が交付申請すること、管理する者の預金口座に補助金を振り込むこと及び市税の納税状況について公簿確認することの同意書(様式第7号)を合わせて提出してください。
変更後の設置製品名	メーカー名： 商品名(型番)：
変更後の施工業者名・所在地・連絡先	
変更後の設置完了予定日	年 月 日
変更内容・変更理由	

【添付書類】

(1) 交付申請時から変更となった書類等

様式第4号（第9条関係）

一宮市宅配ボックス設置補助金交付変更決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名

一宮市長

年 月 日付け で交付決定しました一宮市宅配ボックス設置補助金に対し、下記のとおり変更します。

記

補助金交付決定額 金 _____ 円

変 更 内 容

注1 補助金の交付を請求しようとするときは、一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月8日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用の領収書または支払があったことを確認できるものの写し
- (2) 宅配ボックスを設置したこと及び施工業者によりアンカー等で躯体等に固定されている状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

注2 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助事業等に係る出納その他について監査することがある。

様式第 5 号（第 10 条関係）

一宮市宅配ボックス設置補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）一宮市長

住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

年 月 日付け で決定のありました一宮市宅配ボックス設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農 協							本店 支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号 (右づめ)						
(フリガナ)								
口座名義								

※申請者本人口座に限る。区分所有の共同住宅においては、管理する者の口座。

【添付書類】

- 宅配ボックスの製品購入費用及び施工業者での設置施工費用の領収書または支払があったことを確認できるものの写し
- 宅配ボックスを設置したこと及び施工業者によりアンカー等で躯体等に固定されている状況が確認できる写真
- その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住 所

氏 名

電話番号

同 意 書

下記のとおり一宮市宅配ボックス設置補助金事業において、宅配ボックス設置を予定している住宅は私の所有であり、一宮市宅配ボックス設置補助金交付要綱第5条第4号の規定に基づき、申請者が宅配ボックスを設置することに同意します。

記

宅配ボックスの 設置場所	一宮市 _____
設置予定の 住宅の種類	一戸建て・その他 ()
申請者住所	
申請者氏名	
申請者との関係	

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）一宮市長

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号

申請、補助金振込及び公簿確認に係る同意書

私は、下記の管理組合代表者が下記設置場所における一宮市宅配ボックス設置補助金の申請を行うこと、補助金を管理組合名義の預金口座へ振り込むこと及び市が申請内容審査のため家族構成及び市税の納付状況について市の保有する公簿により確認することに同意します。

記

管理組合 代表者の 住所・氏名	
宅配ボックスの 設置場所	